

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年6月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/kikaku/mynunber/torikumi.html

執行機関名 沖縄県知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担または療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第5の項 ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第一条	沖縄県肝炎治療促進事業実施要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	第1 目的 B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐ可能性のある疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の高額な医療費がかかることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康保持、増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		沖縄県肝炎治療促進事業実施要綱